



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（女性力・平和推進課） 1
- 救急病院の告示（医療政策課） 1
- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付の通報（畜産課） 2
- 土地改良区の監事及び清算人の退任の届出（村づくり計画課） 2
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課） 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 4
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 4
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認・2件（文化振興課） 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 5

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立看護大学） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立看護大学） 7
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立名護商工高等学校） 9
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部情報管理課） 11

人事委員会事項

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の一部を改正する告示 11

収用委員会事項

- 公示送達・2件 11

告 示

沖縄県告示第267号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 沖縄県平和祈念資料館に係る観覧料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社関西総合ビル管理
 - (2) 所在地 豊見城市宇豊見城707番地
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

沖縄県告示第268号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄赤十字病院	那覇市与儀1丁目3番1号	日本赤十字社	令和元年7月16日	令和4年7月15日

沖縄県告示第269号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があった。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11363158179	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	沖縄県八重山郡竹富町字上原870番地 有限会社住吉牧場	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14番地 独立行政法人家畜改良センター 鳥取牧場
11345299821	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	沖縄県石垣市字名蔵403番地37 橋本道孝	沖縄県石垣市字大浜253番地3 農事組合法人久宇良牧野組合
11480240221	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	沖縄県石垣市字名蔵403番地37 橋本道孝	鹿児島県鹿屋市串良町上小原1879番地 有限会社上別府種畜場

沖縄県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項及び同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり前兼久土地改良区から監事及び清算人が退任した旨の届出があった。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 監事

氏名	住所
山城善安	恩納村字前兼久90番地
浜元清政	恩納村字仲泊1217番地2
金城正則	恩納村字前兼久164番地

2 清算人

氏名	住所
仲村幸男	恩納村字富着169番地
仲村兼富	恩納村字富着1552番地1
金城恭太	恩納村字富着145番地
金城明	恩納村字富着174番地
金城正浩	恩納村字前兼久41番地
山城善一	恩納村字前兼久45番地
米須重男	恩納村字前兼久519番地
上間正長	恩納村字前兼久520番地

島袋順豊	恩納村字仲泊105番地 1
長浜善則	恩納村字仲泊55番地
大城勝五郎	恩納村字仲泊84番地 1
島袋善光	恩納村字仲泊510番地 1
富着和徳	恩納村字富着207番地
山城久永	恩納村字前兼久968番地

沖縄県告示第271号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和元年 7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名 称	加入区の区 域	漁業の区 分
浦添宜野湾加入区	浦添宜野湾漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業） 2 主としてはえ縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてはえ縄漁業） 3 主として刺し網漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 4 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）

変更後

加入区の名 称	加入区の区 域	漁業の区 分
浦添宜野湾加入区	浦添宜野湾漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業） 2 主としてはえ縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてはえ縄漁業） 3 主として刺し網漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 4 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 5 ソデイカ旗流し漁業 （総トン数10トン以上の漁船を使用して行うソデイカ旗流し漁業） 6 潜水器漁業

沖縄県告示第272号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成27年沖縄県告示第412号で同意の認定をした羽地加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第273号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年7月19日から同年8月2日まで国頭漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 国頭村字鏡地262番地 村田佳久、国頭村字宇良484番地10 荻田剛和
- 2 加入区 国頭加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 国頭漁業協同組合

沖縄県告示第274号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和元年7月19日

沖縄県文化観光スポーツ部長 新 垣 健 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和元年9月6日から同年11月4日まで
- 4 観覧料の額
令和元年度博物館企画展「台湾－黒潮でつながる隣ジマー」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,000円	850円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	100円	80円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第275号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和元年7月19日

沖縄県文化観光スポーツ部長 新 垣 健 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和元年9月20日から同年11月4日まで
- 4 観覧料の額
令和元年度美術館企画展「上條文徳と波多野泉展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,200円	1,000円
	大学生及び高校生	800円	700円
	中学生及び小学生	300円	250円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 金武町地内の国道329号付近
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年7月19日から令和2年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

沖縄県立看護大学長 嘉 手 莉 英 子

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県立看護大学業務支援システム構築業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和元年6月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 直近2年間の都道府県民税、法人事業税に関し滞納がないこと。
 - (4) 令和元年6月1日現在において有効なプライバシーマーク（J I S Q15001）が付与されている者であること。
 - (5) 過去5年間に、本システムと同種又は同等のシステムに係る同規模以上のシステムの設計、開発及び保守運用サービスの提供の稼働実績を有していること。
 - (6) 単独企業として本業務を行えない場合は、複数の企業で構成する共同企業体として参加することができる。共同企業体として一般競争入札に参加する場合には、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 全ての構成員が、(1)から(4)までの要件を満たしていること。
 - イ 各構成員の役割分担が明確であること。
 - ウ 各構成員がそれぞれ担当する業務について(5)の要件を満たしていること。
 - エ 各構成員が本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書（発行後3箇月以内のもの）
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書（発行後3箇月以内のもの）
 - エ 直近2箇年分の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び法人事業税に関し滞納がないことを証する書類（発行後3箇月以内のもので、県内に本社又は事業拠点を有する者にあつては、沖縄県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目についてもの）
 - カ 2(4)の付与を受けていることを証する書類の写し
 - キ 2(5)の実績を有していることを証する書類
 - ク 共同企業体として一般競争入札に参加する場合にあつては、協定書等の写し
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県立看護大学ホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立看護大学 〒902-8513 那覇市与儀1丁目24番1号 電話番号098-833-8800
- (3) 申請書等の受付期間 令和元年7月19日（金曜日）から同年8月1日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和2年3月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県立看護大学業務支援システム構築業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

沖縄県立看護大学長 嘉手苺 英子

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立看護大学業務支援システム構築業務 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和元年7月19日付け沖縄県公報定期第4761号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立看護大学業務支援システム構築業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付又は沖縄県立看護大学ホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和元年7月19日（金曜日）から同年8月1日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立看護大学 〒902-8513 那覇市与儀1丁目24番1号 電話番号098-833-8800

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和元年7月19日（金曜日）から同年8月1日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年8月28日（水曜日）午後1時15分
- (2) 場所 沖縄県立看護大学大会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和元年7月19日（金曜日）から同年8月1日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び手段 3(2)の場所にて配付又は沖縄県立看護大学ホームページからダウンロードすること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 本件入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札である。
- (2) 落札者決定基準 予定価格の制限の範囲内で入札説明書及び仕様書で定める要件を全て満たす提案をした入札者の中から、当該入札者の提案する次に掲げる方法により算出した技術に係る得点数と入札価格に係る得点数の合計数が最も多いものを落札者とする。
- ア 技術に係る得点数の算出方法 入札説明書に定める評価項目ごとに当該入札者の提案内容を審査し、当該評価項目ごとに配分された点数を合計する。提案内容により最大400点を与える。
- イ 入札価格に係る得点数の算出方法 令和元年度における沖縄県立看護大学業務支援システム構築に係る一切の費用と同システムの運用保守及び機器等賃貸借に係る5年間の費用とに分けて入札書を提出するものとし、それぞれ本件入札で申し込みがされた最低の価格を当該入札者の申し込んだ価格で除して得た数に、それぞれ50を乗じて得た数を合計する。入札価格により最大100点を与える。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立看護大学
- (2) 所在地 〒902-8513 那覇市与儀1丁目24番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和元年8月27日（火曜日）午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立看護大学に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) THE NAME AND QUANTITY OF SPECIFIC SERVICES TO BE PROCURED
Build Work Support System at Okinawa Prefectural College of Nursing:1 Set
- (2) BIDDING DATE
1:15 p.m. August 28, 2019(Wednesday)
- (3) CONTACT INFORMATION
Okinawa Prefectural College of Nursing
1-24-1 Yogi, Naha-city, Okinawa, 902-8513 Japan
Telephone 81-98-833-8800

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年2月18日 沖縄県指令土第121号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市宇前原前原54番ほか6筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市松尾1丁目12番13号 株式会社A S A K A 代表取締役 高野哲朗
- 5 検査済証番号 令和元年7月5日 第4567号
- 6 工事完了年月日 令和元年5月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月18日 沖縄県指令土第589号、平成30年3月2日 沖縄県指令土第164号（変更）、平成31年4月22日 沖縄県指令土第357号（変更）、令和元年7月2日 沖縄県指令土第508号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市宇屋部混謝原1779番ほか4筆
- 3 公共施設 防火水槽及び広場
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 渡具知武豊
- 5 検査済証番号 令和元年7月9日 第4568号
- 6 工事完了年月日 令和元年7月3日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

沖縄県立名護商工高等学校長 新 里 彰 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 自動設計製図装置 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和元年11月29日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県立名護商工高等学校電建システム科建築棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和元年8月21日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立名護商工高等学校事務室 〒905-0019 名護市大北四丁目1番23号 電話番号0980-52-3389
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和元年7月31日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和元年8月29日（木曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県立名護商工高等学校小会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和元年7月31日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立名護商工高等学校
 - (2) 所在地 〒905-0019 名護市大北四丁目1番23号 電話番号0980-52-3389
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和元年8月26日（月曜日）午後4時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立名護商工高等学校に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和元年7月31日（水曜日）午前11時
 - イ 場所 5(2)の場所
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Automatic Design Drawing Equipment 1-set
 - (2) DELIVERY DUE DATE AND DELIVERY PLACE
November 29, 2019,
Department of Architecture Building, Okinawa Prefectural Nago Commercial and Technical Senior High School
 - (3) BIDDING INFORMATIONAL MEETING
11:00 a.m. July 31, 2019
 - (4) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. August 29, 2019
 - (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Nago Commercial and Technical Senior High School Office
4-1-23 Ookita, Nago City, Okinawa, Japan, 905-0019
Telephone 0980-52-3389

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察WANシステム用端末機器等及びアプリケーションソフトの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和元年6月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オキジム 浦添市字港川458番地
- 5 落札金額 447,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年5月14日

人事委員会事項

沖縄県人事委員会告示第1号

平成18年沖縄県人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報）の一部を次のように改正し、令和元年7月19日以後に合格を発表する試験から適用する。

令和元年7月19日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

表中「身体障害者」を「障害者」に改める。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第11号

使用しようとする土地 宜野湾市字大謝名東原994番2

土地所有者 嶺井あさみ 居所不明ただし、住民票上の住所 島尻郡久米島町字儀間135番地の2

土地所有者 川端久美子 居所不明ただし、住民票上の住所 島尻郡久米島町字儀間101番地

土地所有者 曾我郁子 居所不明ただし、戸籍の附票上の住所 アメリカ合衆国インディアナポリス州リッチモンド市22北14通り

土地所有者 桑田真幸 グアテマラ共和国イサバル県ロス・アマテス市キリグア村バリオ・トルテックルタ・アル・アトランティコ KM204

土地所有者 藤村諒 アメリカ合衆国カリフォルニア州ハリウッドユッカ通り6550アパート224

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく使用裁決申請等事件（普天間飛行場）に係る平成31年3月14日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和元年8月9日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和元年7月19日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第12号

使用しようとする土地 宜野湾市字大謝名東原994番2

土地所有者 不明ただし、亡古波津亮相続財産管理人 住所不明

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく使用裁決申請等事件（普天間飛行場）に係る令和元年7月11日付けの更正決定書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和元年8月9日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和元年7月19日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---